

第170号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 4・5月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

健康食品等の「定期購入」のトラブルにご注意！！

1回限りのつもりが定期購入だった！

動画投稿サイトで、ダイエットサプリメントが500円の広告を見て、販売サイトにアクセスし、1回限りのつもりで注文した。後日、商品が届いたが、その3週間後にまた商品が届き、5,000円の請求書が入っていた。販売業者に電話で問い合わせ、返品したいと申し出たところ、「返品は受け付けられない。2回目以降の商品代金は5,000円で、4回の購入が条件の定期コースのため、まだ解約もできない」と言われた。1回目だけ購入して解約したい。

(20歳代女性)



国民生活センターHPより引用



トラブルに遭わないためのチェックポイント

＜注文前に＞

- ・定期購入が条件になっていませんか？
- ・返品特約を確認しましたか？
- ・契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか？
- ・利用規約の内容を確認しましたか？
- ・未成年者は、親権者の同意は得ていますか？
- ・年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

＜注文後にトラブルにあったら＞

- ・販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠（電話やメール等の記録）を残していますか？

トラブルにあった時は「大崎市消費生活センター」に相談を！

(大崎市消費生活センター電話番号:21-7321)



消費生活関連

4・5月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・保険の見直しについて案内があった。以前も同様の電話勧誘があったが断った。
- ・深夜電力の案内の電話があったが断った。
- ・大手電力会社の電気料金プランの案内と電話があった。今より安い料金になると、夜の8時25分頃に甲高い声で迷惑なので断った。(報告2件)
- ・電気代を安くするために蓄電池を設置しませんかと電話があった。
- ・古い靴を一足900円で引き取るという話があり、利用方法を聞くとボランティアで海外に送るとのことだったが無いと断るとあるだろうとしつこく話をされたので、電話を切った。(2件)
- ・宗教の勧誘電話があり、電話で聖書の話をすると言われたので断った。

消費生活相談員からのコメント

電話勧誘で、夜の8時以降に電話が来たと言う報告がありました。電話勧誘などを規制する特定商取引法では、迷惑を覚えさせるような仕方は勧誘の禁止行為とあります。消費者にとって迷惑を覚えさせる時間帯であれば、「迷惑だ」ときっぱり断ってください。

『迷惑を覚えさせるような時間』については、相手方等の職業や生活習慣等に応じ、個別に判断されるものですが、一般的には、相手方等に承諾を得ている場合を除き、特段の理由が無く、午後9時から午前8時までの時間帯に電話勧誘又は訪問勧誘を行うことは、『迷惑を覚えさせるような時間』の勧誘に該当するものと考えられています。また、「再勧誘の禁止」規定もありますので、明示された会社名や連絡先を記録し、「貴社の勧誘は今後は断る」旨をきちんと伝えて下さい。勧誘電話でお困りの方は、留守番電話に設定し対応することも一つの方法です。

その他

- ・SMSで「宅配荷物をお届けに上がりましたが、あて先不明のため、持ち帰りました。」とスマホに不明な不審なメールがあった。(報告3件)
- ・携帯に「大手サイトによる電話番号の確認」と不明なアドレスが添付されて送られてきた。(2件)
- ・大手健康食品メーカーから「お試しモニター」のDMが郵便受けに投函されていた。
- ・葬儀に関する世論調査のDMはがきが郵便受けに入っていた。

消費生活相談員からのコメント

SMS(ショートメールメッセージ)とは、携帯電話同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービスです。このサービスを悪用した架空請求詐欺は、大手通販会社等の名称を騙り請求し不安を煽り最終的には、支払い義務のない代金を支払わせるものでしたが、最近は手口が巧妙になり、「荷物の受取り」や「クレジットカード悪用された」等とメッセージを残し、URLをダウンロードさせて個人情報やクレジットカード情報を抜き取るフィッシング詐欺が目立ちます。

- ① 受信メールが信頼できるサイトかどうか確認する。
- ② 不明な場合は返信しない。
- ③ 不安な場合は、消費生活センターに相談してください。

食品の品質表示

4, 5月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈4, 5月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	レタス	名称・産地	22	有	22
					無	0
	バナナ			22	有	22
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
	畜産物	鶏肉	名称・産地	22	有	22
					無	0
加工食品		ジャム	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・しじみの産地について店長に確認したところ「青森県十三湖産」と言われ、その後から産地が表示されるようになった。
- ・台湾産のバナナは675g330円と多少値段が高めに設定されていた。他店舗のフィリピン産バナナは一袋98円と安価だった。
- ・あさりは砂抜きするよう指示してあり、きれいにパッキングされていた。
- ・鶏肉はきれいにパッキングされ、陳列されていた。もも、むね、手羽、ささみ、砂肝と、いろいろな種類があった。
- ・値段が大きく書かれ、棚に表示してあるが、品物には値段の表示がなく、どれが表示価格の「いちご」なのかわかりにくかった。
- ・バナナはドラッグストアやコンビニでも販売されていた。
- ・地元の店舗で、葉物、肉、手作りジャムなどが置かれているので、時々見に行くが、雪の関係か春先は地物が少なかった。
- ・レタスは特大サイズで、半額だった。
- ・2つの店舗で表示を確認したが、店内は明るくきれいに清掃され、陳列もきれいだった。

消費生活相談員のコメント

農林水産省、消費者庁、環境省等が連携し、令和3年6月1日より「てまえどり」を呼び掛ける取り組みを行います。「てまえどり」とは、消費者が、すぐに食べる商品を選ぶ際には「商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ」というものです。「てまえどり」に協力することで、販売期限が過ぎて廃棄される食品ロスを削減する効果が期待されます。消費者の食品ロス削減への理解と協力が不可欠です。

(参考: 農林水産省HP)

すぐには食べないなら、
手前をえらぶ。

『てまえどり』

にご協力ください。

食品ロス
ゼロをめざして

みんなで目指そう。地域にやさしいお買い物。
消費者庁 農林水産省 環境省

～編集後記～

今年度は11名の方に大崎市消費生活ウォッチャーとして活動していただくことになりました。ウォッチャーの皆様には、大崎市内の店舗で販売されている食品の表示や問題と思われる販売や勧誘などを、毎月調査していただきます。

これらの調査結果をまとめ、消費生活関連の様々な情報をお伝えしてまいります。ぜひ、皆様の生活にお役立てください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



第1回消費生活ウォッチャー会議を開催しました。(新規委嘱者のみ)